

保護者の皆様

門真市立門真小学校
校長 植原 宏仁

各警報等発令時および地震等発生時の措置について

春陽の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本校教育活動にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、みだしのことについて、下記のように措置願います。また、このプリントは各ご家庭で、見やすい場所に掲示しておいてください。

き 記

「暴風警報」「特別警報」発令時の措置

- (1) 午前7時現在、大阪府全域または東部大阪地域または門真市に「暴風警報」もしくは「特別警報」が発令されている場合
→ 登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 午前9時現在、大阪府全域または東部大阪地域または門真市に「暴風警報」もしくは「特別警報」が発令されている場合
→ 臨時休校といたします。
- (3) 午前7時から、午前9時までの間に「暴風警報」もしくは「特別警報」が解除された場合 → 午前10時までに集団登校させてください。
※ ただし、「特別警報」が解除され、「暴風警報」に変更した場合
→ 臨時休校といたします。
- (4) 児童が在学中に大阪府全域または東部大阪地域または門真市に「暴風警報」が発令された場合
→ 安全確保に留意しながら、速やかに下校させます。
- (5) 児童が在学中に大阪府全域または東部大阪地域または門真市に「特別警報」が発令された場合
→ ただちに身を守るため、避難等の措置を講じます。
(本校は門真市から非常災害時の避難場所に指定されているので、基本的には学校で待機させます。それ以降の措置については教育委員会と協議の上、随時ご連絡いたします。)

※臨時休校の措置となった時は、放課後児童クラブも閉鎖となります。

「大雨警報」「洪水警報」「雷注意報」等の場合

府下各市・市内各校の地域の状況により措置が異なりますが、通常は普段通り、集団登校させてください。ただし、登校困難な状況が生じている場合は、一時登校を見合わせるなどの対応をお願いします。尚、何らかの措置をとった場合は、教育委員会と協議の上、学校より随時ご連絡いたします。

地震発生時に伴う措置

＜登校前に発生した場合＞

- 地震は突発的に起こるものであり、学校から事前に登校の指示連絡はできません。したがって、地震の規模や校区内の被害程度およびテレビ・ラジオの報道等から、登校させるかどうかを各ご家庭で判断し、児童の安全第一を念頭において対応してください。
- 学校からの連絡が可能な場合、できる限り早く措置内容をお知らせいたします。しかし、非常事態時は連絡が遅れたり、また連絡が不可能である場合も考えられますのでご了解ください。この場合も児童の安全第一で対応してください。

＜在校中に発生した場合＞

- 校内の安全な場所に避難誘導し、児童の安全確保に努めます。
- 児童の下校に際しては、本校は門真市から非常災害時の避難場所に指定されていますので、下校時の安全が確保されるまで全児童を学校に待機させます。
- 下校させても危険がないと判断した場合、平常通りの下校を実施いたします。状況によって教職員の引率のもとに集団下校を行うこともあります。
- 非常事態となり下校が困難となった場合は、引き続き全児童を学校に待機させますが、学校からの連絡の有無にかかわらず、保護者の皆様が各自で、直接学校までお子様を迎えに来校してください。この場合は、保護者の方が来校されるまで、児童は学校で待機させておきます。

非常事態の際は、学校からの連絡が円滑に行われるよう、各地区内での緊急連絡体制の確立と徹底をよろしくお願いいたします。学校からはtetoruにて送信します。

門真小学校から発信する電話番号

①080-3492-2560

②080-3490-4467

③080-3490-1490

④06-6909-2000

※電話番号の登録をお願いします。